

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾部市長 山崎善也

市町村名 (市町村コード)	綾部市 (26203)
地域名 (地域内農業集落名)	豊里地区 (上・中・下位田、岡倉、栗上、栗橋、栗町、栗揚、豊里、館、今田、大畠、小西、鍛冶屋、小畑、石原、小貝、湯殿、私市東、私市)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・当面は現在の法人や担い手で地域農業の維持は可能。
- ・今後、相続未登記農地や相続人と連絡が取れない農地が増えてくることが懸念され、農地集積の支障となる。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手へ農地を集積することで大規模化を図り、生産の低コスト化を行う。販路の確保により高収益化を行う。
- ・土地利用型作物(米、小豆)、園芸作物(みず菜)、茶、栗等、多様な品目による安定的な農地利用を図るとともに、収益性の高い農業経営体を育成する。JA、普及センターとの連携を強化し、生産技術の平準化を図り、JA出荷を基本とし、直接販売やブランド出荷により高収益化を図る。
- ・水稻、麦、小豆のブロックローテーションを行う。
- ・水稻(特別栽培米)は法人を中心に、万願寺甘とうは個人農家を中心に、JA出荷を基本とし、個別販売も展開していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	400.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	400.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・現状、耕作されている農地や周辺農地・ほ場条件の良い農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、規模拡大を目指す農業者へ集積を図る。 ・耕作以外の作業(除草作業や水管理、獣害防護柵の設置・管理)を集落や営農組織で行うなど、担い手が耕作しやすい体制づくりを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸借は農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約を段階的に図る。将来的には、担い手の効率的な営農につながるよう経営農地の集約化をめざす。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地中間管理機構関連農地整備事業によりほ場整備を実施(令和7年度事業完了)。耕作しやすい農地を担い手に集積することで、持続的な耕作を可能とする。 ・農作業の効率化を図るため、補助事業等を活用し、農道や水路の改善を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・府や市、JAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農業者の意向を踏まえながら、担い手の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業等は、農業支援サービス事業者の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--